

「介護職員初任者研修」

「介護福祉士実務者研修」

の資格取得費用を助成。

令和8年度

介護資格取得 支援事業

各研修1名につき最大 **4万円** 助成

スキルアップで一歩前へ

申請期間

R9/3月31日(水)まで

滝川市では介護サービスに従事する人材の確保及び介護サービスの安定的な提供を図るため、支給要件に該当する個人または事業所に資格取得費用の一部を助成します。



POINT1

対象経費

受講料・テキスト代・実習代

※補講等の費用は対象外



POINT2

支援金の額

対象経費の1/2

※各研修の受講者1名につき**4万円**を上限



POINT3

申請可能期間

対象研修の修了日から1年以内

※研修予定がある場合もご相談ください。

対象研修 「介護職員初任者研修」または「介護福祉士実務者研修」

対象者

ア. 滝川市内の介護サービス事業所に3か月以上勤務する介護職員で上記研修費用の全部または一部を負担した個人

イ. 滝川市内の介護サービス事業所に3か月以上勤務する介護職員の資格取得にかかる費用を全額負担した事業者(法人)

申請要件や必要な書類など、詳しくは「裏面」をご覧ください。

問合せ先：滝川市福祉部介護福祉課

☎ 0125-28-8026

申請要件

以下の要件をすべて満たす法人または個人が対象です。

check!!

雇用している職員で・・・

法人
の方

- ✓ 介護職員初任者研修
または 介護福祉士実務者研修
を受講した者がいる
- ✓ 研修修了日は1年以内
- ✓ 3か月以上介護職員として
勤務している
- ✓ 会社が受講料の全額を負担した

あなたは・・・

個人
の方

- ✓ 介護職員初任者研修
または 介護福祉士実務者研修
を受講した
- ✓ 研修修了日は1年以内
- ✓ 3か月以上介護職員として
勤務している
- ✓ 受講料の全額または一部を
自己負担した

必要な書類

以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
提出書類の様式などは、公式HP(<https://www.city.takikawa.lg.jp/page/16573.html>)を
ご覧ください。提出された書類を審査のうえ、助成金を決定・交付します。

申請書類・内容を確認できる書類	法人	個人
ア 滝川市介護職員資格取得支援金交付申請書兼請求書	●	●
イ 受講した研修の種類及び受講料等の額を証する書類(パンフレット等)	●	●
ウ 研修の修了証明書の写し	●	●
エ 研修を受講した介護職員の雇用証明書	●	●
オ 研修実施機関が発行した受講料等の領収書の写し	●	●
カ 誓約書兼同意書	●	●
キ 他の助成を受けたことを証する書類	※	※
ク 介護職員への助成明細書の写し(研修費用を介護職員に直接支払った場合のみ)	△	-

※ …国・地方公共団体又は介護サービス事業所からこの支援金とは別に助成を受けた場合のみ

申請方法

窓口もしくは 郵送

申請様式や詳細は
公式HPをご覧ください ▶



Q & A

Q 「介護職員」の定義はなんですか？

A 「介護職員」とは利用者の方に直接介護サービスを提供する職員であって、介護従事者として勤務している人を指します。介護職員と看護師や生活相談員など他の職務を兼務している方でも該当となります。(他の職務専従者は対象外)

Q 何度でも申請可能ですか？

A 1つの研修につき1申請です。もう一方の研修を受講した場合には再度申請ができます。また、法人申請者の場合、要件に該当する職員が生じた毎に、何度でも申請ができます。

Q 3か月以上勤務とは同一の介護サービス事業所での勤務である必要がありますか？

A 同一法人内であれば、異動等で事業所が変更となっても3か月以上勤務とみなします。

